

# 報酬基準

## PRICE

### 報酬基準

労務顧問（相談・助言）	包括顧問	労働・社会保険手続きの代行
給与計算の代行	人事制度の構築・支援	就業諸規則の作成・改定
労務監査	就業規則の診断	社外相談窓口の受託
あっせん代理人	労務管理デジタル化支援	スポット業務
研修会・講演会の講師等	相談・旅費・日当	労働保険事務組合の事務管理費

## 労務顧問（相談・助言）



### 労務顧問の概要

#### 1. 日常の労務管理及び労働法令に関する相談・助言

社員の採用、労働条件、労働条件の変更、退職、解雇など、日常の人事・労務管理のなかで発生する実務事例及び労使トラブル等に関する相談・助言

#### 2. 就業規則、附属諸規程の運用や改定に関する相談・助言

労働諸法令の改正、職場環境の変化などに伴う就業規則や附属諸規程の改定、及び運用のなかで発生する諸事項に関する相談・助言

#### 3. 労務管理様式に関する相談・助言及びひな型の提供

採用通知書、雇用契約書、時間外許可届、各種休暇届、各種労使協定など、日常の労務管理で必要となる各種様式に関する相談・助言及びひな型の提供

#### 4. 人事・労務管理、労働法令の改正情報や解説などの提供

事務所ニュース、Web事務所通信など、人事・労務管理実務、労働・社会保険法令の改正情報とその解説などを提供

### 労務顧問報酬

上記の受託業務1~4を、月を単位とし継続的に受託する場合の報酬（文書、書類、申請書等の作成、申請代理、代行は含まず。ご依頼の場合は別途報酬となります。）相談・助言は電話、メール、Zoomなどによります。但し、相談内容に特段の事情がある場合は面談でも対応します。

人数	月額報酬
5人未満	10,000円
5～29人	20,000円
30～59人	30,000円
60～99人	40,000円
100～149人	50,000円
150～199人	60,000円
200～249人	70,000円
250～299人	80,000円
300～349人	90,000円
350～399人	100,000円
400～449人	110,000円
450～499人	120,000円
500～549人	130,000円
550～599人	140,000円
600人以上	別途協議

※別途・消費税

(注1)業務内容、頻度等により上記金額の50%の範囲内で増額をお願いする場合があります。

(注2)営業所、店舗など個別対応が必要な場合は、対応先1件あたり2万円の範囲で別途加算となります。

(注3)窓口を同じくする複数法人の場合は、追加法人各々につき上記報酬額50%の加算となります。

(注4)事業所訪問を前提にする場合は、訪問回数に応じて別途報酬が加算となります。

(注5)労働基準法など労働諸法令に基づく書類の作成、申請等の代理・代行は別途報酬となります。

(注6)労働・社会保険（労災保険、雇用保険、労働保険徴収法、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法）に関する各種書類の作成、手続代理・代行に関しては別途報酬となります。

(注7)就業規則の作成・改定実務、労働基準監督署の調査立ち会い等は別途報酬となります。

(注8)会社が作成した就業規則一式のチェックは、就業規則の作成・改定、運用支援による別途報酬となります。

## 包括顧問(労働・社会保険手続代行、労務顧問)



### 包括顧問の概要

労働・社会保険法令(労災保険法、雇用保険法、労働保険徴収法、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法)に基づき、事業主が行政機関等に提出する書類の作成、申請の提出代行若しくは代理並びに労働・社会保険諸法令及び人事・労務管理に関する相談・助言の業務を月を単位として継続的に受託する場合に受ける報酬

人数	月額報酬
5人未満	20,000円
5～9人	25,000円
10～14人	30,000円
15～19人	35,000円
20～29人	40,000円
30～49人	60,000円
50～74人	90,000円
75～99人	120,000円
100～124人	150,000円
125～149人	180,000円
150～174人	210,000円
175～199人	240,000円
200～224人	270,000円
225～249人	300,000円

250～274人	330,000円
275～299人	360,000円
300～324人	390,000円
325～349人	420,000円
350～374人	450,000円
375～399人	480,000円
400～424人	510,000円
425～449人	540,000円
450～474人	570,000円
475～499人	600,000円
500～539人	630,000円
540～579人	660,000円
580～619人	690,000円
620～659人	720,000円
660～699人	750,000円
700人以上	別途協議

※別途・消費税

- (注1)業務内容、頻度等により上記金額の50%の範囲内で増額をお願いする場合があります。
- (注2)同一法人で支社・営業所などで行政窓口を異にする場合は50%の範囲内で加算となります。
- (注3)建設業関連業種の場合は、50%の範囲内で加算となります。
- (注4)新規受託は、現況チェック及び各種データ登録費用として月額報酬1か月を別途受領いたします。
- (注5)社会保険算定届及び労働保険確定概算申告は、月額報酬各1か月分を別途受領いたします。
- (注6)就業規則の作成・改定実務、労働基準監督署の調査立ち会いなどは、別途報酬となります。
- (注7)給与明細等による社会保険料控除額、及び社会保険料随時改定該当者の継続的なチェックは別途報酬となります。
- (注8)会社が作成した就業規則一式のチェックは、就業規則の作成・改定、運用支援による別途報酬となります。

## 労働・社会保険手続きの代行



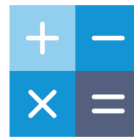
### 労働・社会保険手続きの代行の概要(300人未満は包括顧問)

労働・社会保険法令(労災保険法、雇用保険法、労働保険徴収法、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法)に基づき、事業主が行政機関等に提出する書類の作成、申請の提出代行

人数	月額報酬
300人～499人	50,000円+1人500円
500人～999人	50,000円+1人500円
1000人～1999人	50,000円+1人500円
2000人以上	別途協議

※別途・消費税

- (注1)短時間勤務者などで、社会保険の資格取得要件に該当しない場合に限り2人で1人と数えます。
- (注2)同一法人で支社・営業所などで行政窓口を異にする場合は50%の範囲内で加算となります。
- (注3)建設業関連業種の場合は、50%の範囲内で加算となります。
- (注4)新規受託は、現況チェック及び各種データ登録費用として月額報酬1か月を別途受領いたします。
- (注5)社会保険算定届及び労働保険確定概算申告は、月額報酬各1か月分を別途受領いたします。
- (注6)就業規則の作成・改定実務、労働基準監督署の調査立ち会いなどは、別途報酬となります。
- (注7)労働基準法、安全衛生法など労働・社会保険以外書類の作成、手続に関しては別途報酬となります。
- (注8)給与明細等による社会保険料控除額、及び社会保険料随時改定該当者の継続的なチェックは別途報酬となります。



## 給与計算の代行の概要

当事務所の給与計算は、受託事業所規模を概ね300人未満に限定することで、よりきめ細やかな給与の計算、管理サービスを提供します。給与月次計算から関連する業務までを継続的に受託する場合の報酬です。

## スタートアップ報酬

- 1.業務を当事務所に移管する為に、現状の理解、会社、社員マスター（情報）の登録、2～3ヶ月間の平行運用テスト
- 2.年度内経過月の給与、賞与データの登録、入力

業務内容	基本料	人数加算
業務を当事務所に移管する為に、現状の理解、会社、社員マスター（情報）の登録、2～3ヶ月間の平行運用テスト	50,000円	1人 1,000円
年度内経過月の給与、賞与データの登録、入力	-	1人 300円

※別途・消費税

## 給与月次計算の報酬

業務	基本料/月額	人数加算
月次計算	15,000円	1人 1,000円/月
賞与計算	15,000円	1人 1,000円/月

※別途・消費税

(注1) 給与計算は、1. 相談顧問、2. 包括顧問のいずれかと合わせた受託とし、給与計算のみの受託は、上記報酬額の50%の増額報酬となります。

(注2) 個人別明細を給与袋に出力し提供する場合は、給与袋の実費相当額を別途受領いたします。

## 勤怠データの計算、確認報酬

業務	内容	基本料	人数加算
勤怠データ計算	タイムカードなど勤務情報をお預かりし、労働日数、欠勤日数、有給日数、時間外・休日労働、深夜時間数等を算出	10,000円/月	1人 1,000円/月
勤怠データの点検	集計された勤怠データをお預かりし、欠勤日数、有給休暇、時間外・休日労働時間数、深夜時間数等を検算	10,000円/月	1人 500円/月

※別途・消費税

## 勤怠管理ソフト導入・運用の支援

区分	内容	報酬額
導入支援	当面は受託しない。	
運用支援	①導入済み勤怠システムの改訂作業 (複数タイムレコーダ設定作業は除く)	作業期間及び報酬額は別途相談
運用支援	②導入済み勤怠システムに関する問い合わせ対応 (改訂作業を除く)	月額10,000円～

※別途・消費税



## 構築コンサルの方法

### プロジェクト方式

- (1) 貴社と当事務所スタッフによるプロジェクトの編成
- (2) 月2回、1回2～3時間程度のプロジェクトによる作業
- (3) 分析、企画等の実務作業は、当事務所スタッフが行います。
- (4) 6～12ヶ月間のコンサル期間

### 報酬の目安

- (1) 社員30人程度で、月に2回、各2～3時間程度の個別打ち合わせによる作業を中心にして完成、導入まで3ヶ月の場合・・・60万円
- (2) 社員60人程度で、月に2回、各2～3時間程度のプロジェクト作業を中心にして完成、導入まで6ヶ月の場合・・・120万円
- (3) 社員120人程度で、月に2回、各3時間程度のプロジェクト作業を中心にして完成、導入まで10ヶ月の場合・・・200万円

### 個別打ち合わせ方式

事業主などとの個別打ち合わせを重ねて作成、完成します。その他はプロジェクト方式と同じく。

### 報酬の目安

プロジェクト方式の70%を標準とし、ご要望をヒアリングのうえ、お見積もりいたします。

評価制度や賃金制度など人事制度の運用支援、及び人事制度に関する相談・助言を、月を単位として継続的に受託する場合の顧問報酬

人数	月額報酬
10人未満	20,000円
10人～29人	30,000円
30人～49人	40,000円
50人～99人	60,000円
100人～199人	80,000円
200人～299人	100,000円
300人以上	別途協議

※別途・消費税

## 就業諸規則の作成・改定・運用支援



### 就業規則及び附属諸規程の作成報酬（新規、改定）

(1) 一般的な就業規則及び附属諸規程の作成、改定

業務内容	基本料
就業規則の新規作成	150,000～300,000円
賃金規定の新規作成	50,000～150,000円
就業規則等の変更	50,000～300,000円
その他の附属諸規程作成	各50,000～150,000円

※別途・消費税

(2) 当事務所方式による就業規則及び附属諸規程作成（社員50人未満を対象）（簡易な等級制度、評価制度、給与・賞与制度などを含む）

業務内容	基本料
就業規則の新規作成	300,000～900,000円
賃金規定の新規作成	200,000～600,000円
就業規則等の変更	100,000～400,000円

※別途・消費税

(注1) 労働基準監督署長に就業規則の届け出を必要とする場合は、日当及び交通費を別途受領いたします。  
 (注2) 社員説明会等に出席し、就業規則などの説明を必要とする場合は、別途報酬となります。

**就業規則、附属諸規程を継続的に点検し、改善・改訂の提案、及びその運用で発生する事柄の相談業務を、月を単位として継続的に受託する場合の顧問報酬**

人数	月額報酬
10人未満	20,000円
10～29人	30,000円
30～49人	40,000円
50～99人	60,000円
100～199人	80,000円
200～299人	100,000円
300人以上人	別途協議

※別途・消費税

**就業規則の診断**

社内で作成したが「現行法令とマッチしているか不安だ」「何か足りないのではないか不安だ」・・・等の場合は、当事務所が御社の就業規則及び附属諸規程を分析し、①関係法令に適合しているか、②労使トラブルの発生リスクがあるか。などを診断します。さらに、診断結果からどのように直せばいいのか、どのような点を補足すればいいのか、ご提案いたします。50,000円～300,000円（消費税別）の範囲内で個別相談といたします。

**労務監査**



(1) 企業における労務管理の現状を把握し、問題点を明確にし、必要な改善を行うことで、企業の潜在的なリスクを予め除去することなどで、企業が健全に発展することを意図した労務監査、組織診断の報酬

組織診断	労務監査/組織診断	報酬	事業所規模	標準作業
総合監査	就業規則、附属諸規程の監査	300,000円	150人以上は別途見積もり	実3週間
総合監査	就業規則、附属諸規定の運用監査	300,000円	150人以上は別途見積もり	実3週間
総合監査	労働・社会保険の事務処理監査	300,000円	150人以上は別途見積もり	実3週間
簡易監査	労働基準監督署などの調査を想定した重点事項の監査	上記の1分野につき各20,000円	150人以上は別途見積もり	実2週間
組織診断	人事制度の運用状況の診断	500,000円	150人以上は別途見積もり	実4週間
組織診断	労務指標の分析・診断	500,000円	150人以上は別途見積もり	実4週間
組織診断	社員の意識調査	500,000円	150人以上は別途見積もり	実4週間

※別途・消費税

(2) 必要に応じて、労務監査、組織診断による改善指摘事項の是正に関する相談・助言を、月を単位として継続的に受託する場合の顧問報酬（改善・指摘事項の是正作業、実務の受託は別途報酬となります）

人数	月額報酬
30人未満	30,000円
30～49人	40,000円
50～99人	60,000円
100～149人	80,000円
150～199人	100,000円

200～299人

150,000円

300人以上人

別途協議

※別途・消費税

## 就業規則の診断



社内で作成したが「現行法令とマッチしているか不安だ」「何か足りないのではないか不安だ」・・・等の場合は、当事務所が御社の就業規則及び附属諸規程を分析し、①関係法令に適合しているか、②労使トラブルの発生リスクがあるか。などを診断します。さらに、診断結果からどのように直せばいいのか、どの様な点を補足すれば良いのか、ご提案いたします。50,000円～300,000円（消費税別）の範囲内で個別相談といたします。

## 社外相談窓口の受託



従業員の悩みや疑問（例:労務管理の苦情相談、労働社会保険の相談）を気軽に相談できる社外相談窓口を受託する場合の月額報酬（会社担当者への定期報告費用も含む）

人数	月額報酬
30人未満	30,000円
30～99人	45,000円
100～199人	60,000円
200～299人	80,000円
300～399人	100,000円
400～499人	130,000円
500～599人	160,000円
600人以上	別途協議

※別途・消費税

(注1)業務の受託時に、相談体制構築費用として、別途1ヶ月分を受領いたします。

(注2)従業員からの相談方法は、原則としてメールで行います。但し、緊急など特段の事情がある場合は、電話、ファックスでも対応します。

(注3)改善案の提示、当事者との面談の立ち会いなどは、別途報酬となります。

## あっせん代理



顧問先事業所	相談は無料
その他事業所	初回相談無料・2回目以降 5,000円/30分
あっせん受託時着手金（事前調査料及びあっせん申請書、答弁書作成・提出料を含む。）	50,000円
あっせん期日の陳述	15,000円/1時間

成功報酬（申請人の場合）：解決金の10%  
（被申請人の場合）：請求額と解決金の差額に対して10%

## 労務管理デジタル化支援



準備中

## スポット業務



労働・社会保険諸法令、労働諸法令に基づく行政機関等に提出する書類の作成・提出等、その都度受託する場合は報酬別表による。

社会保険関係（健康保険・年金関係）

労働保険関係（労災・雇用保険関係）

労働基準法関係（労基法・安衛法関係）

労働者派遣手続き）

あっせん代理など

## 研修会、講演会の講師等



(1)労働法令、人事・労務管理など、当事務所業務に関係するテーマでの研修会、講演会の講師を受託します。報酬額の基準は、2時間程度で100,000円～300,000円（消費税別）を標準とします。

(2)会場の状況により交通費、宿泊費、日当が別途必要になります。研修会、講演会のテーマによっては、資料代が別途必要になる場合があります。

## 相談、旅費、日当





相談報酬	1時間につき 10,000円
旅費・日当（ご依頼業務により出張した場合）	旅費；実費日当；50,000円
関係官庁などの調査立ち会い	1時間につき 20,000円～100,000円

※別途・消費税

## 労働保険事務組合の事務管理費（労働管理協会）



平成17年4月1日改訂

人数	一般事業所/月額管理費	建設関係事業所/月額管理費
1～2人	6,000円	8,000円
3～5人	8,000円	12,000円
6～10人	11,000円	17,000円
11～15人	15,000円	23,000円
16～20人	19,000円	29,000円
21～25人	23,000円	35,000円
26～30人	27,000円	41,000円
31～40人	32,000円	49,000円
41～50人	38,000円	57,000円
51～60人	44,000円	65,000円
61～80人	51,000円	75,000円
81～100人	59,000円	85,000円
101～120人	67,000円	95,000円
121～150人	77,000円	108,000円
151～180人	87,000円	121,000円
181～210人	97,000円	134,000円
211～250人	107,000円	152,000円
251人～300人	119,000円	175,000円

※別途・消費税

- (注1)労働保険事務委託書による委託事務の範囲を超える業務を含む場合は、別途相談いたします。
- (注2)対象人数には、事業主など労災保険特別加入者を含めます。短時間勤務者で雇用保険資格取得要件に該当しない場合に限り2人で1人と数えます。
- (注3)労災保険のみの加入事業所は、上記事務管理費の80%とし、千円未満は四捨五入とします。
- (注4)事業所の新規加入手数料：10人未満を20,000円、10人以上を30,000円とします。
- (注5)事業所都合による委託解除手数料：10人未満20,000円、10人以上30,000円とします。
- (注6)事務管理費には、労働管理協会会費；年額1,200円を含みます。
- (注7)給与明細等による雇用保険料控除額の継続的なチェックは別途報酬となります。
- (注8)社労士法人飯田橋事務所と顧問関係にある事業所は、70%の範囲内で減額を可能とします。

ホーム > 報酬基準



03-5213-9123  
受付時間 / 平日 8:45～17:45

メールでのお問い合わせ  
24時間受付



地図をズームするには、赤キリを押しながからスクロールしてください

